

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針(2021/3/1版)

※2021.3.1現在 赤枠部の危機管理レベルを適用しています。(～3/31まで)

学生/教職員	学 生				学 生・教職員		教 職 員			
危機管理レベル	授業	キャンパスへの入構(学生)	図書館	課外活動	国内移動	海外出張・渡航	教員出勤	教育・研究活動	会議	事務職員出勤
レベル4 レッド (緊急事態)	・遠隔授業のみ実施	・入構禁止	・閉館 ・郵送貸出サービス	禁止	・新潟県外への移動は強い自粛 ・県外に移動した場合は14日間自宅待機	・禁止	・遠隔授業を在宅で実施 ・在宅勤務義務	・在宅での教育、研究とし、教育、研究の準備、継続に必要な不可欠な場合のみ入構可	・オンライン会議又は文書会議のみ可	・事業活動維持のため最小人数のみ出勤(目安:各部署2割以下)
レベル3 ピンク (要警戒)	・遠隔授業のみ実施 ・対面許可基準によって特別許可された授業、実習、演習、試験のみを実施	・入構禁止(やむを得ない事情の場合は大学の許可を得ること)	・開館(予約制、人数制限有) ・郵送貸出サービス	原則禁止	・新潟県外への移動は強い自粛 ・県外に移動した場合は14日間自宅待機	・禁止	・遠隔授業を在宅で実施 ・在宅勤務義務	・在宅での教育、研究とし、教育、研究の準備、継続に必要な不可欠な場合のみ入構可	・オンライン会議又は文書会議のみ可	・5割程度の職員が出勤運営上必要な業務を絞り、執務の体制を分割、各部署原則2チームに分けて、交互に自宅での勤務を実施
レベル2 イエロー (警戒)	・原則、遠隔授業とし、一部許可された授業を対面で実施	・入構自粛 大学が許可した一部施設のみ利用可	・開館(予約制、人数制限有) ・郵送貸出サービス	・強い自粛 ・活動を希望する場合は事前の申請と許可が必要	・新潟県外への移動は自粛 ・緊急事態宣言発令都道府県へ移動した場合は14日間自宅待機	・禁止	・遠隔授業を在宅で実施 ・在宅勤務推奨	在宅での教育、研究とし、教育、研究の準備、継続に必要な場合のみ入構可	・オンライン会議又は文書会議推奨 ・不要不急の会議中止 ・重要対面会議は感染防止対策を講じ実施可	在宅勤務や時差勤務の実施
レベル1-2 ブルー (注意)	・原則、遠隔授業とし、許可された授業について対面で実施	・下記(※2)に該当する学生の入構を認める	・開館 ・郵送貸出サービス	・事前の申請と許可が必要	・自粛または注意 ・感染拡大が見られる他都道府県との往来(出張、帰省等)は、さらに慎重に判断し、極力控える	・自粛	・在宅勤務を推奨し、感染拡大防止に留意し勤務 ・遠隔授業は、在宅、研究室、講義室等で実施	・感染拡大防止に留意し、教育、研究を実施	・オンライン会議を推奨、感染拡大に最大限の配慮をして対面会議実施可(※3)	・感染拡大防止に留意し勤務
レベル1-1 ブルー (注意)	・対面授業を基本とし、遠隔授業を併用し実施	・入構基準を満たしている学生の入構を認める	・開館 ・郵送貸出サービス	・事前の申請と許可が必要	・自粛または注意 ・感染拡大が見られる他都道府県との往来は、不要不急の場合は控える	・自粛	・感染拡大防止に留意し勤務 ・遠隔授業は、在宅、研究室、講義室等で実施	・感染拡大防止に留意し、教育、研究活動を実施	・オンライン会議を推奨、感染拡大に最大限の配慮をして対面会議実施可(※3)	・感染拡大防止に留意し勤務
レベル0 ホワイト (通常) (※1)	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り	通常通り

(※1)新しい生活様式を実践する。

(※2)入構を認める学生

①許可された講義、実習、演習、実験の受講

②卒業研究(学部・短大)

(個別指導、キャンパス内にある備品や道具を使用しなければならない場合)

指導教員の許可を得た以下の科目

看護学科:看護研究Ⅰ・Ⅱ、社会福祉学科:卒業研究Ⅰ・Ⅱ、臨床心理学科:卒業研究、人間総合学科:特別研究、幼児教育学科:保育実践演習

③修士課程で展開される指導教員の許可を得た包括的研究活動(大学院)

④学務課、GSC、キャリアセンターに事前予約し、許可を受けた場合

⑤臨床心理センター(別途定める危機管理レベル1-2行動指針に準ずる。)

改定・変更履歴 2020. 5. 1 指針策定(レベル2(4段階))

2020. 5. 21 指針改定(4段階から6段階へ改定、レベル3(旧レベル2相当))

2020. 6. 1 危機管理レベル変更(レベル3からレベル2へ変更)

2020. 7. 1 危機管理レベル変更(レベル2からレベル1へ変更)

2020. 8. 19 危機管理レベル変更(レベル1をレベル1-1、1-2に細分化)

2020. 9. 1 危機管理レベル変更(レベル1-2からレベル1-1へ変更)

2020. 12. 17 危機管理レベル変更(レベル1-1からレベル1-2(教職員)及びレベル3(学生)へ変更)

2021. 3. 1 危機管理レベル変更(学生:レベル3からレベル1-2)

(※3)「新型コロナウイルス感染症対応に係る講義室等の使用方法について(衛生委員委員長メール通知20201218)」の基準人数以下(各室1人当たり48m<sup>3</sup>/h)を遵守すること。